

独立行政法人日本学生支援機構
平成26年細則第12号
最近改正 令和5年細則第5号

JASSO支援金に関する施行細則を次のように定める。

平成26年10月15日

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 遠藤勝裕

JASSO災害支援金に関する施行細則

(目的)

第1条 この細則は、寄附金取扱規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第15号）第6条に基づき、学生支援寄附金及びその利息の使途の一として日本学生支援機構（以下「機構」という。）が実施する、JASSO災害支援金事業の適切かつ確実な運営を図ることを目的とする。

(業務の目的)

第2条 JASSO災害支援金事業は、学生又は生徒（以下「学生等」という。）のうち、自然災害等により居住する住宅（その生計を維持する者が居住する住宅を含む。以下単に「住宅」という。）に被害を受けた者に対し、早期にJASSO災害支援金（以下単に「支援金」という。）の支給を行うことにより、学業の継続の支援を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この細則において「大学等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 大学（別科にあっては独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第1条第1項の表備考第1号に定める特定別科に限る。）
- (2) 大学院
- (3) 高等専門学校
- (4) 専修学校の専門課程

(支援金の支給及び要件)

第4条 第2条に定める者に対する支援金（第6条において「自然災害等に係る支援金」という。）は、自然災害等の発生時、現に国内の大学等に在学する優れた学生等（外国人留学生を含み、科目等履修生、研究生及び聴講生等を除く。以下同じ。）のうち、当該自然災害等の発生により住宅（当該学生等又はその生計を維持する者が生活の本拠として日常的に使用している国内の住宅に限る。以下同じ。）に半壊（半流失、半埋没及び半焼失を含む。）若しくは床上浸水以上の被害を受けた者又は当該自然災害等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる者に支給する。ただし、同一の自然災害等について2回以上支給しない。

2 支援金は、第1項に規定する学生等が次のいずれかに該当する場合は、支給しない。

(1) 自然災害等の発生時において休学中の場合

(2) 外国人留学生緊急援助金給付制度実施規程(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第42号)第5条第1項第1号の見舞金の給付を受ける場合
(支援金の額)

第5条 支援金の額は10万円とする。ただし、大規模災害等の発生等により当該金額を支給すると財源に不足が生じるおそれがあるときは、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める。

(自然災害等に係る支援金の申込み及び推薦)

第6条 自然災害等に係る支援金の支給を受けようとする者は、当該支援金に係る申請書、罹災証明書その他の機構が必要と認める書類(次項において「申込書類」という。)を大学等の長に提出するものとする。

2 大学等の長は、前項の申込書類を提出した者のうち、学修に意欲があり修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると認める者について、所定の推薦書及び申込書類(以下「推薦書類等」という。)を理事長に提出するものとする。

3 推薦書類等は、自然災害等発生月の翌月から起算して6月を超えない期間内に理事長に提出するものとする。ただし、理事長が特に認める場合はこの限りではない。

(審査及び決定)

第7条 理事長は、推薦書類等又は申請書類を審査の上、支援金の支給対象者を決定する。

2 理事長は、支給対象者を決定したときは、大学等の長を通じ、又は直接支給対象者に通知する。

(支給方法)

第8条 前条第1項の支給対象者に対する支援金の支給は、機構が指定する金融機関に設けられた当該支給対象者名義の預金口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、大学等の長に委託して支給することができる。

(支給の取消し)

第9条 理事長は、虚偽の申請その他不正の行為により支給対象者となったことが判明したとき又は支給対象者として適切でないと判断したときは、支給対象者の決定を取り消すものとする。

2 理事長は、前項の取消しを行った場合において、すでに支援金を支給済みのときは、大学等の長を通じ、又は直接支給対象者に全額を返納させることができる。

附 則

(施行期日等)

1 この細則は、平成26年10月15日から施行し、平成26年7月1日以後に発生した自然災害等に係るJASSO支援金について適用する。

(経過措置)

2 平成26年7月1日から平成26年9月30日までに発生した自然災害等に係るJASSO支援金については、第6条第3項中「自然災害等発生月の翌月から起算して3月を超えない期間内」とあるのは、「平成27年1月31日まで」とする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年細則第5号）

この細則は、平成28年8月25日から施行し、平成28年4月1日以後に発生した自然災害等に係るJASSO支援金について適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第23号）抄

（施行期日）

1 この規程は、平成28年9月21日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年細則第2号）

この細則は、平成29年2月2日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年細則第3号）

この細則は、令和2年4月1日から施行し、施行日以後に発生した自然災害等に係るJASSO災害支援金について適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年細則第14号）

この細則は、令和2年4月14日から施行し、令和2年3月9日以降の新型コロナウィルス感染症の拡大による帰国に係る支援金について適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年細則第21号）

この細則は、令和2年11月5日から施行し、令和2年3月9日以降の新型コロナウィルス感染症の拡大による帰国に係る支援金について適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年細則第5号）

この細則は、令和5年6月13日から施行し、令和5年6月1日から適用する。